

福島県知事 殿

県認証番号

宗教法人「 」

事務所の所在地

代表役員

代表役員の住所

電話番号

事務所備付書類の写しの提出について

宗教法人法第25条第4項の規定により、下記の事務所備付書類（写し）を添えて提出します。

記

書 類 名	提 出 の 有 無
1. 役員名簿	全法人が提出
2. 財産目録	全法人が提出
3. 収支計算書 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 次のすべてに該当するため ①公益事業以外の事業を行っていない ②年間収入が8千万円以内である ③収支計算書を作成していない </div>
4. 貸借対照表 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（作成していないため）
5. 境内建物に関する書類 ^{※3}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（該当しないため）
6. 事業に関する書類 ^{※4}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出する ・ 提出しない（事業を行っていないため）

注意：前年度と同じ内容の場合も、役員名簿、財産目録は全ての法人が提出して下さい。

3～6は、いずれかを○で囲み、提出して下さい。

※1：収支決算書は、附則第23項による場合であっても、作成していれば提出する。

※2：貸借対照表は、作成していれば提出する。

※3：境内建物に関する書類は、財産目録に記載されていない境内建物がある場合に作成し、その写しを提出する。

※4：事業に関する書類は、事業を行っている場合に作成し、その写しを提出する。